

中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震で被災した町外の事業者が、町内へ事業所等に移転することで、事業を継続し、町の地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、移転に係る経費の一部について「中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金」（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業主であって事務所又は事業所を有する者をいう。

(補助金の対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、商工業であって、移転により町内において新たに事業所等を新設する事業とし、申請年度内に営業開始できる事業とする。ただし、次の各号に該当するときは、対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）に基づく営業の許可又は届出を要する事業。ただし、風営法第33条届出事業者は除く
- (2) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業に加盟して行われる事業及びフランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業
- (3) 政治活動や宗教活動を目的とする事業
- (4) 経営内容が投機的と認められる事業
- (5) 他のものが行っていた事業を継承して行う事業
- (6) その他補助金の交付目的に則して適当でないと町長が認める事業

2 新設する事業所等には、看板を設置することとする。

3 補助金の申請者は、事業に係るチラシ等を作成することとし、町長は、事業について、作成されたチラシ等を公共施設へ設置又は町HPへ掲載するなどの方法により、広く周知するものとする。

(補助金の対象者)

第4条 補助金の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和6年1月1日時点において事業を営んでおり、町外から町内への移転後3年以上事業を営む予定の中小企業者等。
- (2) 令和6年1月1日時点において事業を営んでおり、既に町外から町内へ移転が完了しており、今後3年以上事業を営む予定の中小企業者等。
- (3) 中能登町商工会へ加入すること。
- (4) 移転前の自治体で市町村税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に関係しないこと。
- (6) 遵守すべき関係法令等に違反していないこと。
- (7) 当該補助金の交付対象経費（以下「対象経費」という。）を国・県等他の補助金等の対象経費にしていないこと。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、次の各号に掲げる要件を満たす創業に要する経費とする。

- (1) 事業所等の新設に係る新築費、増改築費、物件購入費、設備工事費とし、自己の住居の用に供した部分ではないこと。住居兼事業所等の場合については、間仕切り等により物理的に住居の用途に供される部分と明確に区別された事業所等占有部分に係るものに限る。ただし、業種・業態等の理由により事業所等占有部分の区別ができない場合は、面積按分等の適切な方式で事業利用割合及び経費額の算出を行う。
- (2) 備品の購入費（町長へ償却資産の申告をするものに限る。）
- (3) 事業実施に必要と認める外構工事費
- (4) 移転に係る事業用設備の運搬費
- (5) 店舗等の賃借料（最大12箇月分。ただし、敷金及び礼金を除く。）
- (6) 広告宣伝費（デジタル広告物を含む。）
- (7) その他町長が適当と認める経費

- 2 前項各号に掲げる経費について、国及び県その他団体から補助金の交付を受け
る場合は、同項に掲げる経費から、国及び県その他団体の補助金又は補助金の対
象経費を控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の対象となる経費の4分の3を乗じた額（1,000円未満の
端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。）とし、300万円を限度とす
る。

- 2 町長が不適当と認める費用は、前項の対象となる経費から除くものとする。

(補助金の申請)

第7条 申請者は、中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金交付申請書兼請求
書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長
に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 移転に伴う事業計画確認書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書および契約書
- (4) 平面図など施工実施箇所や施工内容の分かる書類（第5条第1項第1号に規定
する費用に係る申請がない場合は不要とする。）
- (5) 完納証明書
- (6) 令和6年能登半島地震に係る被災証明書（住居兼店舗の場合は罹災証明書で
も可）
- (7) 令和6年1月1日時点で事業を行っていたことがわかるもの（直近の確定申告
書等）
- (8) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、交付対象者につき1回限りとする。

(補助金の決定通知)

第8条 町長は、前条の申請書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び
必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、中能登
町中小企業者等事業所移転支援補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通
知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第9条 決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、若しくは移転等を中止しようとするときは、あらかじめ中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金変更承認申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添え町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

- (1) 申請書の内容に関わること。
- (2) 第3条から第6条までに規定する補助金の交付の要件等に関わること。
- (3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

2 町長は、変更申請書を承認したときは、中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金変更承認決定通知書（様式第5号。以下「変更承認決定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、当該補助事業完了後速やかに中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 完成写真（補助事業各1枚）、事業所等の外観写真及び設置した看板の写真
- (3) 事業に係るチラシ・ショップカード等
- (4) 許認可を伴う業種にあつては、許可証の写し
- (5) 税務署へ届け出た異動届出書や登記簿等、移転したことが証明できる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、実績報告書が提出された場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金交付確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

(事業状況報告)

第12条 補助金の交付を受けて創業した者は、営業開始日の翌年度末までに、中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金事業状況報告書（第2年度用）（様式第8号。以下「状況報告書（第2年度用）」という。）、営業開始日の翌々年度末までに、中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金事業状況報告書（第3年度用）（様式第9号。以下「状況報告書（第3年度用）」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度末の確定申告書の控えの写し
- (2) 町長に提出した償却資産の申告書の控えの写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 町長は、補助金の交付を受けて事業を開始した者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付されているときは、町長は、期限を定め、交付決定者にその全部又はその一部の返還を命じることができる。

- (1) 第3条及び第4条に掲げる要件に欠くこととなったとき。
- (2) 補助金交付期間内に事業の廃止をしたとき。
- (3) 状況報告書の審査において、事業計画との著しい乖離が認められ、必要に応じて行う現地調査により営業実態が確認できないとき。
- (4) 補助金交付期間内に補助事業者が町外へ転出又は事業所等を町外へ移転したとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金交付取消通知書（様式第10号。以下「取消通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の取消通知書を受けた者（同一世帯の者も含む。）から再度、申請書の提出があったときは、受理しないことができるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年12月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請書を受理したものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

年 月 日

中能登町長 様

住所

事業所名

代表者名

印

連絡先 （ ） ー

中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金交付申請書兼請求書

中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金交付要綱第 7 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助対象経費

項 目	金 額
新築費又は増改築費	円
設備工事費	円
備品購入費	円
外構工事費	円
事業用設備の運搬費	円
店舗等の賃借料	円
広告宣伝費	円
その他	円
計	円

3 事業所等の新設所在地 中能登町

4 営業開始日（予定日） 年 月 日

5 添付書類

- （1）事業計画書
- （2）創業に伴う事業計画確認書（様式第 2 号）
- （3）補助対象経費に係る見積書および契約書
- （4）平面図など施工実施箇所や施行内容の分かる書類（第 5 条第 1 項第 1 号に規定する費用に係る申請がない場合は不要とする。）
- （5）市町村納税証明書
- （6）令和 6 年能登半島地震に係る被災証明書（住居兼店舗の場合は罹災証明書でも可）
- （7）令和 6 年 1 月 1 日時点で事業を行っていたことがわかるもの（直近の確定申告書等）
- （8）その他町長が必要と認める書類

6 振込先

(フリガナ) 口座名義					
振込金融機関		種別	口座番号		
銀行・金庫 農協・組合	本店 支店	☐ 普通 ☐ 当座			

7 誓約書

- 町税料金等に滞納がありません。また、町が保管する税料金等の納付状況について調査することに同意します。
- 補助金を受給後も、事業を継続する意思があります。
- 補助金の申請に関し、全ての要件を満たしています。なお、国、県及び他市町の補助等を受けたものを含んでいません。
- 申請内容に虚偽が判明した場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還等に応じます。

補助金の申請に関して上記の内容を誓約します。

(氏名)

(本人が自筆で署名してください。【押印不要】)

年 月 日

中能登町長 様

中能登町商工会
会長 印

事業計画確認書

中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金事業について、申請に係る事業計画書の確認をしました。

項目	内容
1 申込入氏名	
2 申込金額	
3 添付書類	☐ 中小企業者等事業所移転支援補助金申請書兼請求書 ☐ 事業計画書
4 事業計画に係るヒアリング	☐ 実施済み
5 経営指導員氏名	

【注意事項】

この確認書は、補助金の交付を確約するものではありません。

年 月 日

中能登町長 様

住所

事業所名

代表者名

印

連絡先 （ ） ー

中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金事業について、次のとおり内容等を変更又は中止したいので、中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

変更内容等	変更前	変更後
申請額	金 円	金 円
対象経費総額	円	円
変更内容及び 変 更 理 由		
添付資料	(1) 事業計画書（変更がある場合のみ） (2) 事業計画確認書（事業計画書に変更がある場合のみ） (3) 補助対象経費に係る見積書および契約書（変更がある場合のみ） (4) その他、必要に応じて変更を説明する書類	

2 補助事業の中止

中止の理由	
-------	--

中能登町長 様

住所

事業所名

代表者名

印

連絡先 （ ） ー

中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金事業について、次のとおり中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金交付要綱第 10 条の規定により関係書類を添えて、実績報告します。

記

1 事業実績

区分	金額
補助金の対象経費実績額	円
補助金の交付決定額	円

2 内訳

項 目	金 額
新築費又は増改築費	円
設備工事費	円
備品購入費	円
外構工事費	円
事業用設備の運搬費	円
店舗等の賃借料	円
広告宣伝費	円
その他	円
計	円

3 添付書類

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 完成写真（補助事業各 1 枚）、事業所等の外観写真及び設置した看板の写真
- (3) 事業に係るチラシ・ショップカード等
- (4) 許認可を伴う業種にあつては、許可証の写し
- (5) 税務署へ届け出た異動届出書や登記簿等、移転したことが証明できる書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

中能登町長 様

住所

事業所名

代表者名

印

連絡先 （ ） ー

中能登町中小企業者等事業所移転支援事業状況報告書（第 2 年度用）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金事業について、次のとおり中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により関係書類を添えて、事業状況報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 当該年度末の確定申告書の控えの写し
- (2) 町長に提出した償却資産の申告書の控えの写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

中能登町長 様

住所

事業所名

代表者名

印

連絡先 （ ） ー

中能登町中小企業者等事業所移転支援事業状況報告書（第 3 年度用）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金事業について、次のとおり中能登町中小企業者等事業所移転支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により関係書類を添えて、事業状況報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 当該年度末の確定申告書の控えの写し
- (2) 町長に提出した償却資産の申告書の控えの写し
- (3) その他町長が必要と認める書類